

合併協定書

平成 16 年 8 月 24 日

さいたま市・岩槻市

1 合併の方式

岩槻市を廃し、その区域をさいたま市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日(以下「合併の日」という。)とする。

3 岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置

- (1) 行政区の範囲は、現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。
- (2) 行政区の名称は、岩槻区とする。
- (3) 行政区の事務所の位置は、岩槻市本町六丁目1番1号(現在の岩槻市役所)とする。

4 財産の取扱い

岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐ。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第6条第2項及び第3項の規定により、さいたま市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、さいたま市議会の議員の定数を増加し、岩槻市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。
- (2) 合併後最初に行われるさいたま市議会の議員の一般選挙における議員の定数については、合併特例法第6条第5項の規定は適用しない。

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち8人は、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、さいたま市農業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。
- (2) 岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新たな一つの選挙区とする。

7 地方税の取扱い

- (1) 地方税は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 個人市民税は、現行のとおりとする。
 - イ 法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。
 - ウ 法人市民税の法人税割の課税の特例に係る税率は、さいたま市に統一する。
 - エ 固定資産税の税率は、現行のとおりとする。
 - オ 固定資産税の納期は、さいたま市に統一する。
 - カ 軽自動車税は、現行のとおりとする。
 - キ 都市計画税は、さいたま市の制度に統一する。
 - ク 事業所税は、さいたま市の制度を適用する。

8 一般職の職員の身分の取扱い

岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐ。

9 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、さいたま市に統一する。

10 行政機関の取扱い

行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一する。

11 一部事務組合等の取扱い

- (1) 岩槻市が加入している埼玉縣市町村消防災害補償組合及び埼玉縣市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退する。
- (2) 岩槻市が加入している埼葛清掃組合は、合併の日の前日をもって脱退する。
なお、岩槻市区域のし尿処理業務は、当該組合の施設を管理運営する団体に委託する方式で調整する。
- (3) 岩槻市が加入している埼葛斎場組合は、合併の日の前日をもって脱退する。
なお、合併後2年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができるものとする。
- (4) 両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域

連合は、さいたま市として引き続き加入する。

- (5) 岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退する。
- (6) 岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合する。
- (7) 社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合する。
- (8) 岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入する。

12 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一する。

13 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努める。

14 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等は、原則としてさいたま市に統一する。なお、岩槻市のみ補助金、交付金等は、実情を考慮し調整する。

15 町・字名の取扱い

町・字の名称及び区域は、現行のとおりとする。

16 慣行等の取扱い

- (1) 慣行等は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 市の紋章は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 市の花、市の木、市の花木は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 岩槻市民憲章は、廃止する。

- エ 岩槻市の都市宣言は、廃止する。
- オ 国内都市間交流は、現行のとおりとする。
- カ 国外都市間交流は、現行のとおりとする。
- キ 表彰制度は、さいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市の名誉市民は、さいたま市において継承する。

17 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 保険税は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 出産育児一時金給付は、現行のとおりとする。
 - ウ 葬祭費給付は、現行のとおりとする。
 - エ 国保人間ドック補助は、さいたま市の制度に統一する。
 - オ 国保健康診査は、さいたま市の制度を適用する。
 - カ 保養施設利用補助は、さいたま市の制度に統一する。

18 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 第1号被保険者保険料は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 介護保険高額介護サービス費用貸付事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 介護保険低所得者利用料軽減事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - エ 居宅サービス利用料負担額助成事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - オ 住宅改修支援事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - カ 介護相談員派遣事業は、廃止する。

19 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。
 - イ 報酬は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 費用弁償は、さいたま市の制度に統一する。

20 保健・医療事業の取扱い

- (1) 保健・医療事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 休日急患診療所は、合併時までに調整する。
 - イ 在宅当番医制は、合併時までに調整する。
 - ウ 2次救急医療は、合併時までに調整する。
 - エ スズメバチ等駆除事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - オ 犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - カ 乳幼児医療費助成制度は、さいたま市の制度に統一する。
 - キ 乳幼児健康診査は、さいたま市の制度に統一する。
 - ク 健康診査・検診は、さいたま市の制度に統一する。

21 社会福祉事業の取扱い

- (1) 社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 社会福祉大会は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 災害見舞金支給事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソンは、さいたま市の制度を適用する。
 - エ 高等学校入学支度金支給事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - オ 住宅費(契約更新料)差額金助成事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - カ 民生委員児童委員は、さいたま市の制度に統一する。
 - キ 低所得世帯入院料(室料)差額補助事業は、廃止する。
 - ク 出産費差額助成事業は、さいたま市の制度を適用する。

22 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 敬老祝金支給は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 敬老会は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 宅配食事サービスは、さいたま市の制度に統一する。
 - エ 重度要介護高齢者手当は、さいたま市の制度に統一する。
 - オ 敬老マッサージ施術料補助は、さいたま市の制度を適用する。
 - カ 重度要介護高齢者訪問理容サービスは、さいたま市の制度を適用する。

キ 高齢者相談員設置事業は、さいたま市の制度を適用する。

ク 老人スポーツ大会は、廃止する。

23 障害者福祉事業の取扱い

(1) 障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア ホームヘルパー派遣事業(支援費制度)は、現行のとおりとする。

イ 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業は、さいたま市の制度に統一する。

ウ レスパイトサービス事業は、さいたま市の制度を適用する。

エ 障害児(者)生活サポート制度は、さいたま市の制度に統一する。

オ 心身障害者福祉手当は、さいたま市の制度に統一する。

カ 特別障害者手当は、現行のとおりとする。

キ 心身障害者相談員制度は、さいたま市の制度を適用する。

ク 紙おむつ給付事業は、廃止する。

24 児童福祉事業の取扱い

(1) 児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア 保育時間は、さいたま市の制度に統一する。

イ 保育料は、さいたま市の制度に統一する。

ウ 児童手当は、現行のとおりとする。

エ 児童扶養手当は、現行のとおりとする。

オ 放課後児童健全育成事業は、さいたま市の制度に統一する。

カ 家庭児童相談は、さいたま市の制度に統一する。

キ ひとり親家庭児童就学支度金は、さいたま市の制度を適用する。

ク ブックスタート事業は、さいたま市の制度を適用する。

ケ 病児保育事業は、さいたま市の制度を適用する。

25 ごみ・し尿処理事業の取扱い

(1) ごみ・し尿処理事業は、さいたま市の制度に統一する。

(2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

ア ごみの分別及び収集は、さいたま市の制度に統一する。

- イ ごみの処理手数料は、さいたま市の制度に統一する。
- ウ ごみの処理業申請手数料は、さいたま市の制度に統一する。
- エ 資源物回収奨励金は、さいたま市の制度に統一する。
- オ し尿処理の手数料は、さいたま市の制度に統一する。

26 水道事業の取扱い

- (1) 岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 水道料金は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 水道分担金は、さいたま市の制度に統一する。

27 下水道事業の取扱い

- (1) 下水道事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 下水道使用料は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 下水道受益者負担金は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 私道内排水設備布設工事費補助金は、さいたま市の制度に統一する。
 - エ 水洗便所設備資金は、さいたま市の制度に統一する。

28 各種事務事業の取扱い

- (1) 広報広聴事業
 - ア 広報広聴事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - (ア) テレビ広報は、さいたま市の制度を適用する。
 - (イ) ラジオ広報は、さいたま市の制度を適用する。
 - (ウ) 広報紙の発行は、さいたま市の制度に統一する。
 - (エ) 広報刊行物は、さいたま市の制度に統一する。
 - (オ) テレホンガイドは、さいたま市の制度に統一する。
 - (カ) 市民提案制度は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) コミュニティ施策
 - ア コミュニティ施策は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 自治会の運営に対する支援は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 自治会連合会の運営に対する支援は、さいたま市の制度に統一する。
- (ウ) 区民会議は、さいたま市の制度を適用する。
- (エ) コミュニティ施設の提供は、さいたま市の制度に統一する。

(3) 情報公開事業

ア 情報公開事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 情報公開制度は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 個人情報保護制度は、さいたま市の制度に統一する。

(4) 消防業務

ア 消防業務は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 火災等出動計画は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 消防水利の整備計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。
- (ウ) 消防緊急情報システムは、さいたま市の制度に統一する。
- (エ) 女性消防隊は、さいたま市の制度を適用する。

(5) 防災事業

ア 防災事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 地域防災計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。
- (イ) 総合防災訓練は、さいたま市の制度に統一する。
- (ウ) 自主防災組織は、さいたま市の制度に統一する。

(6) 男女共同参画事業

ア 男女共同参画事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 男女共同参画基本計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。
- (イ) 男女共同参画社会情報誌の発行は、さいたま市の制度に統一する。
- (ウ) 女性登用の推進は、さいたま市の制度に統一する。

(I) 男女共同参画啓発イベントは、さいたま市の制度に統一する。

(7) 市民窓口業務

ア 市民窓口業務は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 戸籍受付事務は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 郵便局証明発行事務は、さいたま市の制度を適用する方向で関係機関と調整する。

(ウ) 戸籍(除籍)謄抄本・証明書交付事務は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 窓口の開設時間は、さいたま市の制度に統一する。

(オ) 自動交付機による証明書交付事務は、さいたま市の制度を適用する。

(8) 文化振興事業

ア 文化振興事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 美術展覧会は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) こども文化祭は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 文芸誌の発行は、さいたま市の制度を適用する。

(エ) 公民館絵画グループ展は、さいたま市の制度を適用する。

(オ) 自主文化事業は、さいたま市の制度を適用する。

(カ) 公共施設予約システムによる文化関係施設の提供は、さいたま市の制度を適用する。

(9) 環境対策事業

ア 環境対策事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 合併処理浄化槽設置整備事業補助は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 大気監視は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 騒音・振動監視は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 河川調査は、さいたま市の制度に統一する。

(オ) 生活排水調査は、さいたま市の制度を適用する。

(10) 交通対策事業

- ア 交通対策事業は、さいたま市の制度に統一する。
- イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - (ア) 交通安全教室は、さいたま市の制度に統一する。
 - (イ) 交通指導員制度は、さいたま市の制度に統一する。
 - (ウ) 放置自転車対策は、さいたま市の制度に統一する。
 - (エ) 自転車駐車場管理業務は、現行のとおりとする。

(11) 農業振興事業

- ア 農業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。
- イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - (ア) 生産指導事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - (イ) 農業祭は、さいたま市の制度を適用する。
 - (ウ) 農業団体育成事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - (エ) 農業後継者対策は、さいたま市の制度に統一する。
 - (オ) 市民農園運営事業は、さいたま市の制度を適用する。

(12) 商工・観光事業

- ア 商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。
- イ 観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続する。
- ウ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - (ア) 商店街環境整備事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - (イ) 創業者支援推進事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - (ウ) 商工見本市開催事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - (エ) 花火大会は、さいたま市の制度に統一する。
 - (オ) 人形のまち岩槻まつりは、現行のとおりとする。

(13) 勤労者・消費者関連事業

- ア 勤労者・消費者関連事業は、さいたま市の制度に統一する。
- イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
 - (ア) 勤労者定期健康診断は、さいたま市の制度に統一する。
 - (イ) 勤労者福祉サービスセンター事業は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 働く女性の家施設の提供は、さいたま市の制度を適用する。

(14) 都市計画事業

ア 都市計画事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 都市計画マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(イ) 緑の基本計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(ウ) グリーンパラソル推進事業は、さいたま市の制度を適用する。

(エ) オープン型民間緑地保全事業は、さいたま市の制度を適用する。

(オ) 総合都市交通体系マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(15) 道路事業

ア 道路事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 道路整備事業は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 私道舗装等整備助成制度は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 公共施設案内標識管理業務は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 道路応急修繕業務は、さいたま市の制度に統一する。

(16) 河川事業

ア 河川事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 水害対策は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 排水路整備事業は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 水辺環境整備事業は、さいたま市の制度を適用する。

(エ) 植樹管理事業は、さいたま市の制度を適用する。

(17) 住宅事業

ア 住宅事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 市営住宅の入居は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 住宅マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(ウ) 公営住宅ストック総合活用計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(18) 学校教育事業

ア 学校教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 就学援助事業は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 育英資金の貸付事業は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 小・中学校給食事業は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 養護学校は、さいたま市の制度を適用する。

(オ) 教員・高校生等海外派遣事業は、さいたま市の制度を適用する。

(カ) 教育相談事業は、さいたま市の制度に統一する。

(キ) 交通遺児等奨学金給付事業は、さいたま市の制度を適用する。

(19) 社会教育事業

ア 社会教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 人権講座は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 学校開放講座・大学公開講座は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 指定文化財は、さいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。

(エ) 市民大学は、さいたま市の制度に統一する。

(20) 議会

ア 議会は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 市議会報は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 市議会テレビ広報は、さいたま市の制度を適用する。

(21) 選挙

ア 選挙は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 選挙公報は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 入場整理券は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 選挙の投票及び開票速報は、さいたま市の制度に統一する。

2.9 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

さいたま市及び岩槻市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき設置されたさいたま市・岩槻市合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議がととのったので、ここに調印する。

平成16年8月24日

さいたま市長

岩 槻 市 長

特 別 立 会 人

埼 玉 県 知 事

立 会 人

さいたま市議会議長

さいたま市議会副議長

さいたま市議会議員

さいたま市議会議員

岩槻市議会議長

岩槻市議会副議長

岩槻市議会議員

岩槻市議会議員

埼玉県総合政策部長

埼玉大学学長

さいたま商工会議所会頭

さいたま市

自治会連合会会長

目白大学学長

岩槻商工会議所会頭

岩槻市自治会長会会長

さいたま市助役

岩槻市助役

さいたま市理事

岩槻市総務部長
